

ポスト近代社会の墓における 「共同性・匿名性」の一考察

—スウェーデンと日本の事例から—

A Consideration of “Coexistence and Anonymity” in the Graves of
Two Post-modern Societies — Sweden and Japan

井上 治代*

INOUE Haruyo

要旨

本論文では、ポスト近代社会を射程として、そのような状況下で新たに登場した墓、すなわちスウェーデンの「ミネスルンド」と日本の「桜葬墓地」を比較することによって、近代化を成し遂げた社会における「生者と死者の接点としての墓」の共同性・匿名性について考察する。

これまでスウェーデンのミネスルンドの研究は、社会福祉からのアプローチで高齢者ケアの研究者によって積み上げられてきた。よってその特徴である共同性や匿名性は社会福祉国家を形成したスウェーデン特有の精神に通底するものとして取り上げられることが多かった。なかでもミネスルンドの「共同性」「匿名性」「開放性」を、スウェーデンの伝統意識の表出として見て、日本の伝統的な「家」意識における「閉鎖性」との相違点をあげる先行研究もある。筆者はそれらを踏まえた上で、もう一つの視点を提示した。

1990年代以降にその数を増やした日本の継承者を必要としない共同墓に、スウェーデンのミネスルンドと類似した共同性・開放性があることに言及した。また一方で、スウェーデンの匿名性のゆらぎについても考察を加えている。

キーワード：ポスト近代社会、共同墓、共同性、匿名性、家族機能の社会化、ミネスルンド、桜葬墓地

はじめに

社会が農業中心から工業化するいわゆる産業化の過程では、農村から都市への人口移動や都市化、家族の小規模化など多大な社会変動をもたらすことが明らかにされている。人口学的にみれば多産多死から少産少死へという人口転換があげられ、少子高齢化は近代化を達成し人口転換を経験した国で必然的に起こる現象である。時期や程度の違いこそあれ、近代化を達成した国には同じような変化が認められる。まずこの事実を確認しておきたい。

* 東洋大学ライフデザイン学部健康スポーツ学科 Toyo Univ. Faculty of Human Life Design
連絡先：〒351-8510 埼玉県朝霞市岡 48-1

日本でいえば戦後の高度経済成長期に人口移動、都市化、核家族化が顕著になり、既婚子が親と同居しない家族形態は、それまで家族によって担われてきた介護をはじめとする家族機能を衰退せしめ、その多くが家族の外部へと比重を移した。1990年代以降、少子高齢社会の到来で、さらなる深刻な状況を迎え、介護保険制度ができるなど介護の社会化が進行している。このような生前の家族機能の社会化についての研究は盛んに着手されているが、この社会構造がそのまま死者儀礼にも影響を及ぼしていることに論及する研究はごく少ない。

そこで筆者は「家族機能の衰退と死者儀礼の社会化についての研究」（科学研究費補助金、平成18年度～平成19年度・基盤研究C）を行った。この研究の目的は、産業化による社会変動にともなって死者祭祀などの精神文化がどのように変化したか、その実態を把握すること、特に葬送儀礼の家族外部化をとらえることである。そのさい日本より早い時期に農業から工業へという産業構造の転換を経験したスウェーデンと、日本より後に産業化を経験するが急速な少子高齢化が進行している韓国の、死および死者儀礼を比較的に考察した。

スウェーデンは伝統的にルター派を国教とする国であり、埋葬による家族墓が一般的であった。日本の伝統家族である「家」では先祖を手厚く祀り、韓国も儒教思想から「孝」を規範とし、先祖祭祀が盛んな国である。しかし時期の違いこそあれ各国では、産業化と人口転換による都市化や少子・高齢化、核家族化などの社会変動を経験した後に、火葬率の上昇による葬墓制の変化、家族を超えた共同墓や樹木葬といった自然志向の墓の出現など、共通する傾向が認められる。

本論文では紙面の制限上、スウェーデンの「ミンネスルンド」と日本の「桜葬墓地」を比較することによって、近代化を成し遂げた社会における「生者と死者の接点としての墓」の共同性・匿名性について考察する。

「ミンネスルンド」とはスウェーデンにおいて産業化後の1950年代後半に登場した新形式の墓地で、自然を志向し、埋葬時には家族の立ち会いが許されず埋めた場所が特定されないという共同匿名墓地である。「桜葬墓地」は、日本の産業化後の1980年代後半に登場し90年代にその数を増やした家族・親族による継承を前提としない墓の流れの中で、90年代末に自然を志向して登場した樹木葬の一種で、シンボルの樹木が桜であるものをそう呼んでいる。本研究の事例として桜葬墓地を選択したのは、家族による墓の管理がいない「脱継承」と「自然志向」という、90年代に登場した日本の墓の傾向を合わせ持っているからである。また樹木葬の中でも筆者が「都市型」樹木葬に類型化している形態で¹⁾、横浜市立霊園にも同様のものがつくられ、東京都も準備中であるというように、今後の進展が認められる形態であることも理由の一つである。

ここで墓における共同性・匿名性という用語について触れておくことにしたい。家族員による墓の管理や故人への追悼が困難なケースが多くなった社会では、墓の形態の一つとして、家族単位の墓ではなく不特定多数の人々が墓域を共有したり、シンボルを共有するなどの共同化した墓が出現している。墓そのものの共同化に加え、管理や祭祀の共同化も含んだ家族機能に代替するサポートネットワークのあり方を筆者は「共同性」という。また、共同化するさいに埋葬されている故人の名前を表示しなかったり、埋葬場所を特定しないような方式等を「匿名性」といつている。

1. 先行研究と分析枠組

核家族化や少子高齢社会の到来によって介護の社会化が急務となった1990年代の日本社会では、多くの研究者が日本より30年も早く同様な状況を経験し社会福祉国家を形成したスウェーデン研究に着手した。その研究の副産物のように、共同匿名墓地ミンネスルドが、福祉国家を形成したスウェーデン独自の理念との関連性で紹介されてきた(木下:1992、善積:1998、大岡:2004、西下:2006)。

なかでも高齢者ケアに加え死生観にまで一歩踏み込んで言及した大岡頼光は、日本との比較においてその異質性を多方面から論証している。大岡は、スウェーデンでは「なぜ老人を公的に介護するのか」という論理を追究し、「人格崇拜」に行き着いた。人格崇拜とは自分と縁がなくても全ての老人が尊いのだとする考えであるという。日本の祖先崇拜は自分に縁のあった先祖だけが大事だという個別主義の考えに立脚し、先祖と関係のない死者は無縁な存在としてかえりみない。すなわち血縁の考えの強いく狭い家の境界の論理であると言う。これに対しスウェーデンにみる人格崇拜は、自分と縁があろうとなかろうと、すべての人の人格を尊いとする普遍主義の考えであるとし、その基底的精神を、かつてのスウェーデンの血縁の擬制を必要としない開放性もったく家の境界に結びつけている(大岡 2004)。

大岡が比較している対象は、スウェーデンの産業構造の転換<以後>に登場した共同墓にみる精神と、日本の産業構造の転換<以前>の伝統的な「家」における先祖祭祀の精神である。大岡がスウェーデンの<家>の特徴としているのは、18世紀まで主流で19世紀にも残ったとする伝統家族の特徴である。確かにこういった特徴が20～21世紀の人々に影響を及ぼすこともあるだろう。大岡の両国における基底文化の違いの指摘は納得できるものがある。しかし一方で核家族世帯が優勢になって久しく、1930年代以降の産業構造の転換による社会変動に遭遇して状況適的に変化した形態という視点が全くなくて良いのかどうか、筆者はその点に着目してみたい。

なぜならば大岡がスウェーデンとの比較において論拠としている日本の「血縁の子孫に祀ってもらわないと死後の幸福は得られない」という祖先崇拜は、産業化を経た現代社会では既に希薄化しているからである。日本も近年では「家の境界」は拡大している。家系の存続を強く求めて後継子を養子で補充する血縁の擬制も激減し、1990年代にはスウェーデンのように共同墓や散骨・樹木葬が登場した。国際比較で難しいのは、各国における文化をはじめ産業化の程度の違いなど時間軸の違いに配慮しなければならないことである。

社会福祉研究からのアプローチではなく、墓研究からはドイツにも匿名墓地があることが紹介されていた(鯖田1990:197-113、森1993:253-254、井上2000:13-14)。高齢者福祉から共同墓に言及している西下彰俊は、スウェーデン以外の同様な墓の存在に言及している。「ミンネスルドがスウェーデンにおける独自の匿名墓地であるとの観点から、スウェーデンにおける共同墓と福祉国家の関連性を示唆する研究が存在するし(木下康仁、善積京子)、共同墓に見られる共同性と福祉国家の共同性がどこかで通底していると感じる論者(大岡頼光2002、p.75)も存在する」。「しかし、実は、このミンネスルドのシステムは、スウェーデン独自のものではない。例えばドイツにはアノニム墓地がある」と述べ、「我々がスウェーデンの独自文化であると思込んでいるものが実はヨーロッパの他の国々の文化から影響を受けたものであったり」というように、西下はヨーロッパ諸国を視野に

入れて言及している。筆者はさらに、近代化を達成した国つまり日本にも類似したシステムが見られることに触れたい。

大岡は、スウェーデンに新しく登場した墓＝ミンネスルンドの特徴である「共同性」「開放性」を、スウェーデンの伝統意識の表出として見て、日本の伝統的な「家」意識における「閉鎖性」との相違点をあげているが、筆者は本論文で、産業化を経て1990年以降に日本に登場した継承者を必要としない共同墓に、スウェーデンのミンネスルンドと類似した共同性・開放性があることに言及する。つまりともに産業構造が転換し近代化を達成した後のポスト近代社会を射程とするのである。

ちなみにミンネスルンドに関連するスウェーデンにおける先行研究では、人類学者ボホルム(Boholm)や質的調査を行ったバーリルンド(Berglund)などの知見が大岡によって紹介されている(大岡 2004:218-219)。ミンネスルンドを選ぶ動機には、自分の墓が死後に何の世話も受けず荒れ放題になってしまうことへの怖れがあるという、彼らの興味深い指摘を紹介しておくことにしたい。

2. スウェーデンの共同墓

1) スウェーデンの産業化

スウェーデンでは1850年ごろに産業革命を経験した。それまでは主に農業や林業といった第1次産業が中心であったが、1850年ごろから工場や住宅用の材木需要が急増した。そのため1872年からパルプ工場の設立があい次ぎ、生産量は激増してパルプ輸出世界1位になった。1930年ごろになると工業化がさらに顕著になり、1935年には工業就業者数が農業就業者数を上回り、スウェーデンの産業構造は転換した(岡沢・宮本 2004:126-128)。スウェーデンで特出すべき点は、多くの工業国家が世界大戦を経験したのに対して、ナポレオン戦争後、非同盟・中立政策をとって180年間も参戦しなかったことである。それによって資本は温存され、若年労働者がそのまま国内の生産活動に従事したために、1960年代で経済成長はピークを迎えた(岡澤:1995)。しかし、経済成長を達成した若年労働者は、30年後に自動的に高齢化する。1960年代以降、スウェーデンの高齢化率は急上昇した。1890年にはすでに高齢化率が7%に達していたものの、その後ゆるやかに上昇を続け、1982年に14%になった。ちなみに日本が7%を超えたのは1970年で、14%になったのは1994年なので、日本はスウェーデンの3倍の速さで高齢化が進んだ²⁾。

2) 産業化による都市化と火葬率の上昇

スウェーデンにおける埋葬形態は、先史時代から時代を下るに従い、土葬と火葬のそれぞれが支配的である時期が交互にやってきている(真角2007:22-29)。本研究が着目する産業構造の転換期では、伝統的な葬法は土葬で、教会に隣接している墓地に死者を家族単位に埋葬していた。しかし産業革命以降、都市では爆発的な人口増加を遂げて市内の墓地は満杯になり、郊外の広大な墓地に大勢の死者を効率的に葬る必要に迫られた。そこで省スペース化にふさわしい火葬化がすすめられていった。火葬は1889年に法制化し、人口流入が著しい首都ストックホルムから実施された。またストックホルムでは墓地を拡大する必要に迫られて、1915年に新しい墓地のための国際コンペを開催し、アスプルンドとレヴェレンツの案が採用された。1919～40年に造成され、のちに世界遺産に認定された「森の



写真1 世界遺産ストックホルムの「森の墓地」

墓地」(Skogskyrkogården)がそれである(写真1)。

火葬が法制化しても初期の火葬率はまだ低く、ストックホルムでは1930年で約5%であったが、1950年代には30%に増加した。そして1980年代は約85%、2006年現在では90%に急上昇した。残る10%は、移民が多いので土葬を選択する人々もいることが原因であるという。スウェーデンの地方自治体は、キリスト教の教区を成り立ちとするコミュニティで、かつて住民登録は教区が管理し、したがって葬儀や墓もキリスト教の教区が管理していた。そのため、いまま教区が墓の運営母体となっているが、ストックホルムとトラノスの2つの都市だけが例外で市が運営している。

火葬された遺灰は、骨壺に入れて個人が占有する墓地や納骨堂に納めるのが一般的で、その他ごく少数ながら墓地以外に撒くという葬法もある。それに加えて50年代末に、家族の変化や人口移動などを背景に「ミンネスルンド」(MinnesLund)という新形式の墓地が出現した。

3) 家族を超えた墓の出現

ミンネスルンドはスウェーデン語で「追憶の丘(木立)」を意味し、1957年の埋葬法改正で認められたスウェーデンの墓地形態の1つである。1930年代に火葬化がすすめられ1953年に国会議員から散骨を合法化する動議が提出され、1957年に埋葬法が改正されてミンネスルンドという墓の形式が加わった。ミンネスルンドには火葬した遺灰を撒く方式と、埋める方式の2つがあり、誰がどこに埋められるか(あるいは撒かれるか)特定されない「匿名性」と、不特定多数の人々が同じミンネスルンドに埋骨・散骨される「共同性」をその特徴にもっている(写真2、3)。

ストックホルム市墓地管理局のテクニカル・ディレクターのボーリエ・オルソン氏によると³⁾、スウェーデンで最初にミンネスルンドができた都市は人口第3位のマルメで1959年、2番目が人口第6位であるが工業都市のヴェステロース、3番目が首都ストックホルムの1961年であった。1960年代の終わりから70年代には共同墓の考えが積極的に受け入れられるようになり、1980年代から急速に



写真2 森の墓地のミネスルンド（追想の丘）



写真3 遺骨は森の中に散骨される

普及し始めた。現在、全国に500カ所ほどあり、今も増え続けている。善積によるとミネスルンドの埋葬数は1996年で1万3000件ほどあり、教区民の全火葬件数の38.9%を占めている（善積 1998：13）。

ミネスルンドが登場する背景には、大きな問題点が2つあったとオルソン氏はいう。

「1つは1940年代ぐらいから急激に火葬が増え、火葬後の灰をどこにまくか問題になった。各家の墓に入れると膨大な墓地が必要になってくる。しかし土地には限度がある、という土地問題である。2つめは、墓地をつくと家族が負担になってきた。1950、60年代の人たちは、先祖の墓を守らなければならないというモラルに負担を感じていた。だからこそ、子どもたちにも『自分が死んだときに負担をかけたくない』と考えた。そこで、家族よりも共同で入るほうが負担感がなくていいと考える人が増えていった。墓地がある街に家族が住んでいるケースが少なくなり、墓地の掃除や、花や水をあげる墓参が大変になった。ミネスルンドであれば、家族が行かなくても管理局が管理してくれるシステムになっているので、家族による墓参の負担が軽減される」。こういった2つの背景から、ミネスルンドが登場したという。その他、生前に埋葬税を納めていれば無料であることも受け入れられた理由の一つである。

4) 匿名性から半匿名性へ

ミネスルンドについて国の埋葬法では、法改正時に「墓地とは、死者の遺体または焼骨を埋葬するために設けられた一定の区域で、特に教会その他の墓域、ミネスルンド、納骨堂、または納骨壁のことを言う」と、ミネスルンドが墓地の定義の中に加わっただけで、その詳しい規定を記した条文はない。したがってミネスルンドの規則は国の埋葬法によるものではなく市や教区によって決められている。ストックホルム市のミネスルンドにはそれを示す立て看板があり（写真4）、それには次のように書かれている。

ミネスルンド

ミネスルンドは、共用の部分に死者の灰が撒かれた共同かつ匿名の自然という埋葬形態である。

この墓地では、墓地管理者が適切な季節に定められた区画において、縁者の立ち会いなしに（散灰が）行われる。

追悼は、歩くための道においてのみ行われる。

供物は、花と墓地灯に限られ—ランプではなく—適切な場所において行われる。

ミネスルンドの監視、管理は墓地管理局によって行われる。



写真4 規則が書かれた立て看板



写真5 献花場所、中は立ち入り禁止

上記のように、ミネスルンドは、埋葬時に遺族や故人の関係者が立ち会う形をとらないのが特徴的である。その後も故人が埋葬された場所が特定されず、花などは決められた一定の場所に備える以外は禁止され、道を超えて墓域に入ることも許されていない（写真5）。

ミネスルンドという共同墓地の思想は、イギリスから導入されたというが、埋葬場所を特定せず、墓標も設けないという匿名的な方法は、スウェーデン特有であるという。ドイツ・オランダ・イギリスにも共同墓地があるが、印としてのプレートがあったり、植えられたバラの花が墓標であったり、個人や場所を特定されるようなシステムになっているものが多い⁴⁾。オルソン氏は、「共同墓地に遺灰をまいて欲しい人たちの数が増え、1つずつマークされていると、家族はそこに行きたくないので、

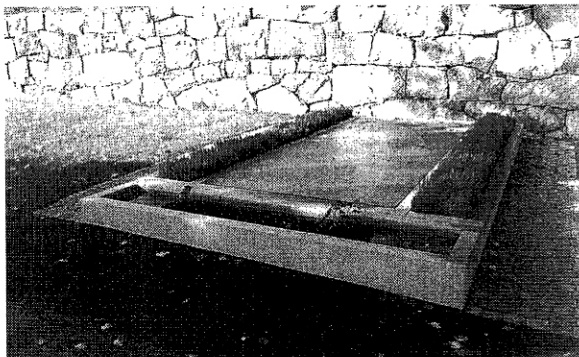


写真6 場所が特定できるアスクグラブ

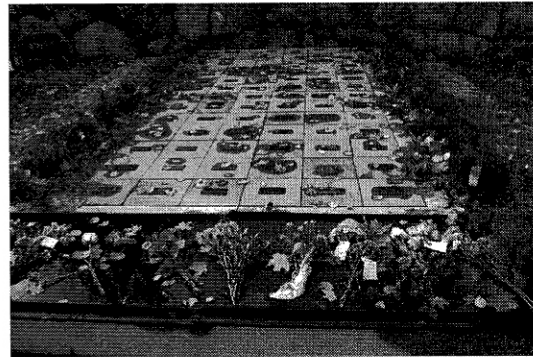


写真7 万聖節にあげたれた墓参者の花束
真角広樹氏提供

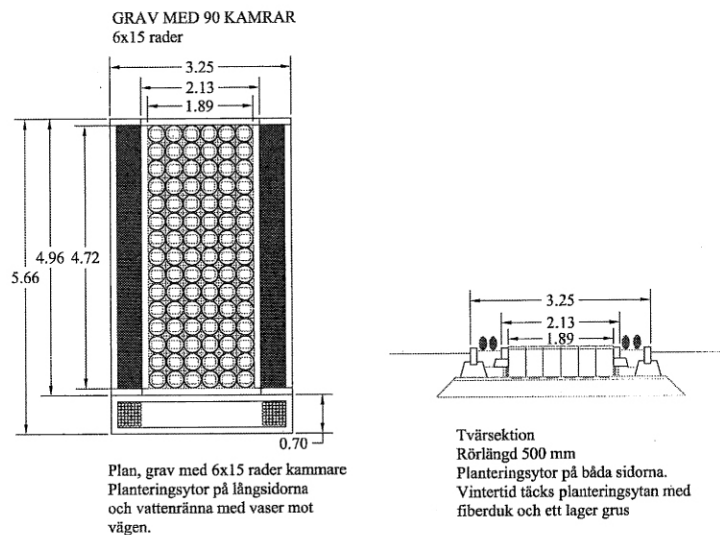


図1 個別区画になっているアスクグラブの構造

他の人が埋葬されている場所を踏んで行くようになる。これは管理上も、倫理的にもよくない」という。

しかし近年、ミネスルンドの匿名性に対する不満から埋葬者が特定できる墓が登場した。まだ正式な名前はなくイエメンサム・アスクグラブ「共同の灰の墓（埋葬）」とか「アスクルンド」（遺灰の丘（木立））などという呼び方をしている。その一つが「森の墓地」にある。中が4層になった円形のロールが埋められ、遺灰を袋に入れて4人分が埋められる（写真6、7、図1）。「ミネスルンドと同じだが、墓があるタイプ。ミネスルンドは何にも墓がない、ただ丘があるだけ。アスクグラブはミネスルンドと個人の墓地との中間のタイプ」とストックホルム市の職員は説明した⁵⁾。25年の有期限制を取り、25年過ぎたら次の人が入る。2006年9月現在15つの区画が空いてるが、人気が高いため、もう1箇所「森の墓地」の中につくる予定であるという。

3. 日本の共同墓

1) 産業化と墓における変化

日本は1955年頃から高度経済成長がはじまった。日本の火葬率は1925年に既に65%を超えた都市が東京を含む7ヵ所もあったが、全国的には30%台で推移し、1940年には5割を超えていた。しかし急速に火葬化が進んだのは高度経済成長期で、この期に都市化とともに火葬化が進み、1980年代には9割を超える結果となった⁶⁾。

一方で、核家族化も墓に大きな影響を与えた。日本の直系制家族の典型である「家」は、男系という単系で継がれ、世代を超えて永続することが期待され、またそれを可能にするために親から子へ継承制がとられてきた。その「家」のシンボルが墓であった。このように「家」の本質的な特徴と、戦後に優先になった夫婦制家族のそれを比較すると、「単系性」対「双方性」、「永続」対「一代限り」といったように二つは大きく異なっている。ここに、墓の継承問題発生につながる構造的な違いがある。さらに80年代には核家族の内部に規範解体が起こり、家族としての集団性が弱まって、個人を単位とす

る家族の傾向を強めた。また離婚率が上昇し、晩婚化、少子化、生涯未婚化や子どもを産まない選択をするカップルなどがその数を増やした。こういった傾向は墓から見ると、継承者のいない人の増加を意味した。

このような状況のなか状況適合的に変化が起こり代替システムが登場した。また一方では工業化社会が残した環境問題や、業者主導の葬送儀礼への反発などが起こった。筆者は先に戦後の墓祭祀における脱「家」過程を論証し、1990年以降に登場した代替システムの主な傾向を<脱継承><双方化><自然志向><個人化>の4つに位置づけた(井上、2003)。具体的には永代供養墓、合葬墓などと呼ばれる継承を前提としない非継承墓の出現(脱「継承」)、少子高齢社会では夫も妻も双方が墓や仏壇の継承者というケースが増え、夫方妻方の双方を一緒に祀る両家墓が増えた(双方化)。また一方、散骨や樹木葬といった墓石を立てず自然に還る葬法も登場した(自然志向)。さらに「家」という集団から個人へと価値意識が転換する中で、「家」のメンバーとして没個性で自分の死後を子孫に託すのではなく、核家族が一代限りの家族であればこそ、自分がどう生きて、どうその生を閉じるかに関心が移行し、自分で用意する生前墓やオリジナル・デザイン墓石なども増えてきた(個人化)。

2) 家族を超えた墓の出現

家族・親族による継承を前提としない墓である非継承墓は、多くの場合、遺骨が合葬される共同墓か個別の区画が隣接した集合墓の形をしている。1980年代末に4カ所しかなかったものが1990年代で急増し、2003年1月現在判明しているものだけで500カ所(「六月書房」編集部調べ)になり、その後も増え続けている。

その一つ、新潟県・妙光寺の「安穩廟」申込者を見ると「娘だけ」(25.7%)、「息子がいる」(22.2%)、「子どもがいない」(19.7%)が上位3位を占めた(調査・筆者、2003年1月15日現在)。つまり上位2つが「子どもがいない」ケースで、「息子がいる」という、従来の墓の継承からいえば何ら問題のないケースでさえ非継承墓を買う人が多いという事実が確認された。継承制そのものが現代家族の家族形成理念や生活形態から遊離し、まだ一部ではあるが機能不全の状態が露呈してきたといえるであろう。

また日本では環境問題から自然に還る葬法として、1991年に「散骨」、1999年に「樹木葬」が登場した。このような葬法は自然に還れば墓の管理は必要ないという、家族による墓地管理が困難な状況下で登場してきたことを強調しておきたい。

「樹木葬墓地申込者の意識調査」⁷⁾(調査者代表・筆者、2002年、有効回答183人)の結果を見ると、樹木葬墓地を申込みるとき、墓が「なかった」(36.6%)が最も多かったが、「継ぐ立場にある家のお墓があった」(17.5%)と「自分の代で買ったお墓があった」(9.8%)を合わせると3割弱の人が既に墓をもっていた。このように墓を所有していない人ばかりか、既に墓を所有している人があえて樹木葬を選び取っていることがわかる。

また、樹木葬墓地を選んだ理由で一番多かったのは(同調査、3つまで複数回答可)、「自然に還ることができるから」(76.5%)であったが、注目すべきは2番目に「継承者がいなくてもいいから」(43.7%)という継承制をとらない点が支持されていることである。3番目に多かったのは「木を植え、その下に眠ることがいい」(41.5%)で、散骨のように特定できないのではなく、シンボルがある方が良いということを示唆する回答となった。同じ自然に還る葬法でも散骨ではなく、樹木葬を選んだ

理由を尋ねると（同調査、3つ以内の複数回答可）と、「墓地として許可を得た場所なので、安心である」53.0%、「死んだら木（花）になることにロマンを感じる」44.8%、「墓標が全く何もない散骨より、遺骨を埋めたところに標しるしがあって特定される方がよい」24.6%の順で多く、「木」という「標」にその良さを感じていることもわかる（井上 2003b：188-200）。

3) 「桜葬」墓地の事例

ここで日本における共同性と半匿名性をもった「桜葬」墓地を例にあげて考察することにしたい。「桜葬」とは「樹木葬」の一種で、シンボルの木が桜であるものをいう。樹木葬は自然を志向して墓所に外柵や墓石を設けず、遺骨を土中に埋めて樹木を墓標とする葬法である。1999年に岩手県一関市の祥雲寺（臨済宗・千坂げんぼう住職）が、この呼び名の墓地を開設したことから広まった（現在、祥雲寺別院知勝院の運営となる）。

NPO法人エンディングセンターは、会員用の樹木葬墓地として2005年4月に「桜葬」墓地を東京都町田市の民営霊園（町田いずみ浄苑）内に完成させた。桜葬墓地は、家族による管理は必要とせず、継承は自由で、遺骨を埋めたあと永遠にそのまま土に還る形式である。宗教も自由で、桜の花が咲く春に「桜葬メモリアル」という合同慰霊祭を行っている。2005年に完成した一基目の桜葬（「E N 2 1」と命名、写真8）は、本格的に募集したのは10月であったが、07年2月には個別区画の250区画と共同区画（100名）が完売し、07年10月に開設した2つの樹木型墓地（「木立」[宙]）も08年12月には残り少なくなり、09年にさらに別の樹木葬墓地が計画されている。



写真8 「桜葬」墓地で行うメモリアル儀式の様子

桜葬「NE 2 1」の個別区画は、契約時に1区画当たりの埋葬者を決めてその分の金額を払うことになっている。その後、子どもなどが一緒に入りたいという意志があった場合、1区画5名を限度に入ることができる。したがって継承者がいなくても守られていくが、継承することもできる。こういった性格を持った個別区画における契約時の納骨予定者をみると、1区画あたり2人が53%と半数を越え、1人が38%と続いている。3人は7%、4人は2%、5人にいたっては0%であった。しかし2人が多いものの「子どもが入りたいと言ったら、入れるんですよ」と念を押す人が多かったことを

その特徴として付け加えておきたい。

そこで2基目の「木立」では、1人用、2人用、家族用を設けてみた。すると2008年1月21日の時点で101区画が売れている中、5人まで入れる家族用が47、2人用が41、1人用が13区画であった。つまり家族用が一番申込みが多いのである。家族用といっても夫婦で申込むケースが多く「子どもたちが入るかどうかわからないが、将来一緒に入りたいたいと思ったときに入れるように」と、可能性を保持できるところに人気がある。子どもに墓の管理を負わずことなく、しかし一緒に入りたければ入ることもできる。このあたりに現代の核家族の特徴があらわれていて興味深い。

桜葬墓地はミネスルンドと違い、埋葬時は家族のいる人は家族が立ち会う。いない人はエンディングセンターが生前の委任契約によって、家族に代わって埋骨を行う。個々に使用权を得ている区画は個別区画として特定されているが、芝生のうえにはそれを特定する外柵はない。見た目にはただ芝生が広がるだけで、その意味では半匿名性ともいえる。250区画で3本のシンボルの桜が植えられ、近くには氏名と生没年月日を彫ることができる銘板が置かれている。これも個別ではなく複数の人が記入される形式で共同使用である(写真9、10、11、図2)。後述するが、スウェーデンにこれと同じ形態の墓があり、近年ミネスルンドより指示されているという。



写真9 完成当時の桜葬墓地「EN21」

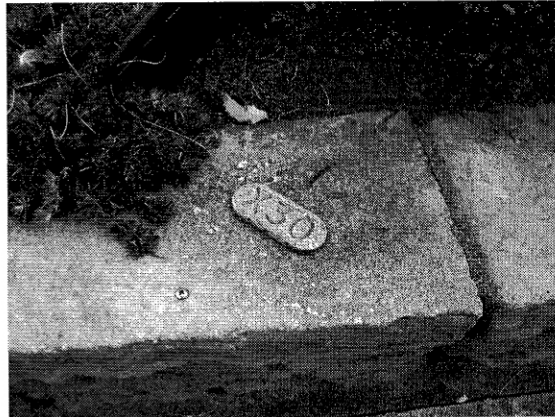


写真10 縁石には個別区画を特定するときの番号が入っている



写真11 埋葬場所ではなく、近くに共同の銘板が置かれている

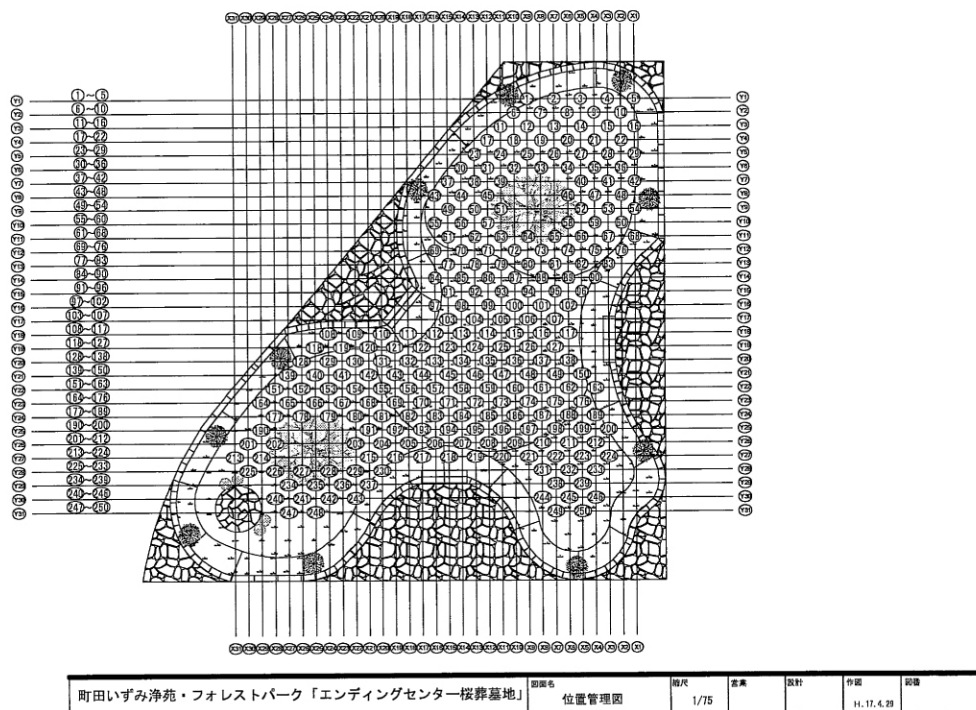


図2 芝生の上は外柵がなく匿名だが、芝生の下は個別区画になっている

4) 無縁から現代の有縁へ (ゆるやかな共同性)

スウェーデンも森が多い国であるが、日本には古くから西日本を中心としてモリの思想がある。モリの中でも樹木葬との接点でいうならば、「ニソの杜」や「モイドン」と呼ばれている「先祖の埋葬地」があげられる。

民俗学者の金田久璋は「樹木葬」に通じるものとして、神が宿るモリ（木や森）と葬地や祖霊信仰とも結びついた事例として「ニソの杜」をあげている。「ニソの杜」とは、若狭（福井県）の24名の開拓先祖を祀った聖地で、先祖を埋めた埋葬地（サンマイ）でもある。樹木と埋葬地の結びつきが樹木葬との共通点であるが、金田は「有縁と無縁」と題して「大きな差異」「両極端」とまで言って両者の違いを記している（金田 2002：59-62）。

まず、ニソの杜が旧家を中心とする同族の所在地に祀られているのに対し、樹木葬は共同墓地に葬られていると、その違いをあげている。そしてニソの杜は「『遠い先祖』をカブと呼ばれる同族組織によって、年中行事の中で祭祀を継承し、同族間の結束を固めて、血縁地縁にかかわらず、いわば確固とした有縁の継承システムをうけついでいる」と言い、それに対して「樹木葬の申込者は『自然保護志向の人に加えて、継承者のいない人が多い』（井上 2000）とされるように、いわばかつては無縁とされた部類に入る。これまでの継承システムにかわる代替システムとして、永代供養墓や合葬墓、樹木葬墓地が生まれたと述べている。とすれば、死者の祀り方において両者は両極端に位置する」と金田は分析する。

つまり金田は、大岡がスウェーデンとは違う日本の特徴としてあげているところの、自分に縁のあった先祖だけが大事だという個別主義の考えに立脚した（先祖と関係のない死者は無縁な存在としてかえりみない）〈狭い家の境界〉の論理と、樹木葬申込者のそれは「違う」と述べている。むしろどちらかといえば大岡が言う、自分と縁があろうとなかろうと、それらを超えてつながろうとするスウェーデンの普遍主義の考えに（大岡 2003：153-222）、樹木葬は近いといえるのではないだろうか。このようなことから、比較する両国の時期は慎重であるべきで、近代化を遂げたあとに登場する墓の共通点を見ていくことの意味も見えてくるように思う。

さらに筆者はもう一つ踏み込んだ別の視点も示しておきたい。樹木葬のそれは、ポスト近代の「共同性」によってつくられる「有縁」であるのではないか、という視点である。樹木葬墓地契約者の75%に「子ども」がいる（筆者、前出調査）。「継承者がいない人」とは、子どもがこの世に存在するかしないかだけではなく、子どもはいるが墓を継承できる子どもがいない、あるいはそういった継承制で生きている人を拘束することを希望しない人も多い。子どものいる人たちの申込みが年々増えていることも事実である。現代は農業中心の社会のような親子や一族が世代を超えて同じ地域に生活する形態はごく少ない。同族がいることを前提とした時代とは違う社会が訪れているのである。樹木葬購入者は「樹木葬メモリアル」という年中行事で共に祭祀し、時には宿泊を共にして語り合ったり、自分が眠る場所の近所同士で縁ができ、生前に交流をしている人たちもいる。こうした「結縁」というのは、墓を核とし、家族も近親者も他人も含んだ新しい形の共同性なのである。ニソの杜のそれとは違うが、ポスト近代の「有縁＝共同性」ということもできるのではないだろうか。

家族や親族、地域共同体といった「大集団による強い共同体」で支えられていた前近代社会が終わり、近代化した社会においては「家族という小集団」が支援の母体となり、さらに再帰的近代化の中でポスト近代社会では、「ゆるやかな共同性」が意味をもった時代に入った。その具体例が樹木葬である。個人、夫婦、あるいは家族で入るといった個別区画を持ちながら、家族だけでは担いきれないものを、大きな木の下に「みんなで眠る」というゆるやかな共同性に求めている。

従来墓の継承制は人間関係の永遠性を約束してきたが、子孫があてにできない現代で、「家」の永続性という呪縛から解放され、「絆」や「永遠性」の代替が、家族も含んだ家族外部の人々との結縁（ゆるやかな共同性）や、自然の「永遠性」の中で眠ることなのではないだろうか。

4. 墓の匿名性と特定性

1) 匿名性の強い散骨の受け入れ方の相違

散骨 (Scattering) とは、遺体を火葬したのちの焼骨を細かく粉碎して海や山などに撒く葬法をいう。現代に散骨が着目されるようになったのは、産業化後の自然破壊と人口移動や家族の変化、生き方の多様化が背景にある場合が多い。すなわち移動社会になり、子世代が都会に出て故郷にある親の墓の管理が困難になったり、生涯未婚者や子どもがいないライフコースを選択する人々の増加や、都市化による自然破壊、墓地不足などが要因となって、伝統的な葬法には適合しない人々や問題意識をもつ人々が増加したからである。そして散骨は、生者と死者の接点としての墳墓をつくらず、当然のことながら墓所や墓石のようなシンボルを設けないので、匿名性が極めて高い葬法であるといえる。菱木

昭八朗も「そもそも散骨という埋葬方法は、遺族にとって将来一切の宗教的行事から解放されるために考え出された葬送方式であって、この世に死者のアイデンティティを残さないということによってその意味が生かされてくるのである」と言っている（菱木 1994）。

スウェーデンも日本も時期こそ違いますが、伝統的な家族墓を思い切って超えようとした時、人々が発想した葬法の中に散骨があった。しかし、それは人間の誕生と死亡を厳格に管理する国にとっては問題の発生が見込まれる葬法であるため、日本政府はそれを積極的に許可する方向には動かず、法改正もしないで看守した。スウェーデンは法改正をして、遺灰をまくための墓地（ミンネスルンド）の形態を埋葬法に加えることによって、墓以外に勝手に撒くことを防ごうとした。ちなみに韓国では伝統的に行われてきた未婚者・変死者・仏教徒などが行ってきた散骨の習俗とは別に、土地不足に対応した葬法としてソウル市が市立霊園に散骨エリアを設けるなどしたが、その後は同じ自然親和的な葬法でも樹木葬が注目され、2008年に改正施行された「葬事等に関する法律」では、散骨は規定されず、「自然葬」という言葉を採用し、「自然葬というのは火葬した遺骨の骨粉を樹木花草芝などの下や周辺に埋めて葬事することをいう」と定義した。

日本の散骨運動は1990年から始まった。結局、日本の法律が「墓地、埋葬等に関する法律」（以下、「墓理法」と略す）という遺体や遺骨を「埋める」ことを規定した法律であって、「撒く」ことを禁止する条文はないという、墓理法の範疇外として現在、日本でも散骨が事実上行われている。日本において散骨は、これまでの経緯からいって「墓地」ではなく「法の外」で推進されてきた。一方、樹木葬は墓理法に則って「法の内」で認可された「墓地」であり、同じ自然志向の葬法でもその点で散骨とは違う。

スウェーデンでも、かなり早くから散骨が行われていたというから、皆が勝手に自然に遺灰を撒き始めることは懸念されたとはいえない。菱木によれば1960年代から「散骨の規制を行うと共に公共墓地にいわゆるミンネスルンデンと呼ばれる散骨場を整備し、原則として散骨を行う場合、その場所に散骨を行うよう行政の指導が行われている。しかし、それでもまだ、人家のあるところに散骨を行う者がいるらしく、1987年の埋葬法改正審議会では、住宅地、または将来、住宅地となりうる場所、もしくは散骨によって他人に迷惑がかかるような場所への散骨を明文の規定をもって禁止すべきであるという提案がなされた。最終的には、今日、ほとんどの公共墓地（教会墓地）にミンネスルンデンと呼ばれる散骨場所が設けられているということから、特にミンネスルンデン以外の場所に散骨を禁止する規定を設けるまでもない」（菱木 1994）。このようなことで墓以外の場所への散骨禁止規定は設けられなかった。

スウェーデンでのインタビュー調査で印象に残ったことは、「スウェーデンでは、勝手に遺骨を埋めることはできない。どこに埋葬されるか、人間は最後まで登録されなければならない」といったことが強調されていたことであった。これは葬法において影響を受けているイギリスを意識してその違いを述べているように思われた。イギリスでは1920年代には散骨が行われており、1930年代の終わりには焼骨の70%が散骨されていた。ロンドン市営霊園にはバラや樹木を墓標にした墓、散骨エリアなどがあり、さらに90年代には墓域ではないところに遺体を埋め、その上に木を植えて森林をつくろうというグリーン・ニューネラルが登場した。筆者が調査した1999年現在、基本的にイギリスの法律は私有地に遺体を埋めることを禁止していないという。したがって、土地を持っているものが森林埋葬

をはじめると、遺体を埋める部分の土地を申込者に売って、そこに遺体を埋め、木を植えるという行為は法に抵触しない。「Do it yourself funeral」などという言葉が登場しているほどである(井上 1999)。菱木のスウェーデンの報告の中で、ミネスルンドに遺体をそのまま埋葬させる、という要求がでてきたが、埋葬法審議会ではそのような要求は拒否されたとある。イギリスの影響を受けつつも独自性が見られるところである。

上記のようなスウェーデンでの状況を見てきたが、スウェーデンのミネスルンドの匿名性において大岡がいうようにどんな老人でも尊いと考える崇高な人格崇拜が根底にあって匿名墓地ができたという考察も踏まえたうえで、筆者はそれに加えて一産業化後の社会変動によって家族による家族墓の維持困難に対応する対策として登場したことは前提としてだが一散骨を墓地に取り込んだ時のスウェーデンの政策の試行錯誤の結果という視点も提示しておきたい。なぜならば、匿名化より、ある程度特定できる半匿名墓地が増えて、やり返しが起こっているからである。つづいてそれらの事例を紹介することにしたい。

2) 匿名性とはいえないミネスルンド

スウェーデンのミネスルンドの匿名性が行政側の試行錯誤の産物であったのではないかという筆者の根拠は、匿名といえない共同墓が少なからず存在するからである。それは匿名性のゆらぎとも言える。筆者が訪れた中でリーディング市の「安らぎの丘Vilokullen」では、日本のエンディングセンター「桜葬」墓地(EN21)と同じように、芝生の下に個別区画があり、特定する外柵などないが、芝生を囲む縁石に番号が記してあって、縦と横軸に紐を張ると個別の埋葬場所が特定される形式になっている。さらにそのそばには埋葬されている人の生没年月日が書かれた銘板があった(写真12、13、14)。こうなると共同性ではあるが匿名性であるとは言いがたい。教会墓地協会の人は、これを半匿名性と言った。

実はミネスルンドのうち遺灰を埋葬する方式でも、銘板はないが同様に区切られた埋葬の仕方をしているものがある。「故人の灰は一ヶ所にまとめられて集合的に埋められているのではなく、芝生の下には専有スペースがある。一辺を五〇センチとするスロットが整然と区画されていて、故人の灰壺はその一つに入れられる。つまり芝一枚が個人のアイデンティティの世界と集合的匿名性の世界とをバランスをとっているわけである」。「共同匿名墓地であるミネスルンドには、定員があることになる」(木下 1994: 227)。この形態は、まさしく日本の桜葬墓地と同様である。

本来ミネスルンドは故人の専有スペースは最初から与えられていないのであり、生前ミネスルンドを選んだ時から死後、自分とこの世との具体的な接点を放棄し、一挙に共同性の世界に入るのであるが、「こうした観念的特性とミネスルンドの現実的方式との間に危うさがあるのも事実」で、「それゆえに法律による匿名性の確保が必要となるのではないか」(木下 1992: 227)。

また匿名性に死者への感情をゆだねられないような光景を多々見かけた。ストックホルム市のNorra begravningsplatsenのミネスルンドでは、立ち入り禁止区域の近くにある木に「ぬいぐるみ」がくくりつけられていて、子どもを亡くした親の思いが伝わってくるものがあつた(写真15、16)。また、ミネスルンド・エリアにあるモニュメント広場には花やメッセージが書かれた紙も置かれていた(写真17、18)。共同性までは受け入れられても、匿名性を拒む人たちの存在が感じられた。ストックホ

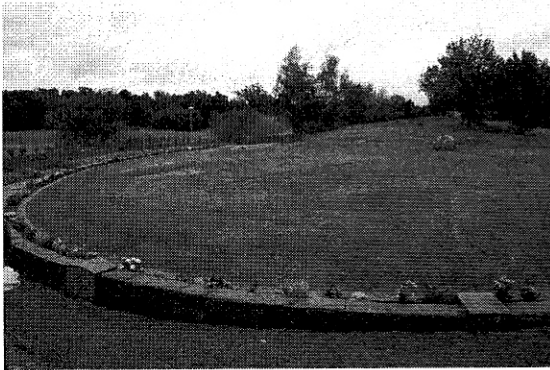


写真12 中心に向かって線が入り、埋葬場所がわかりやすくなっている

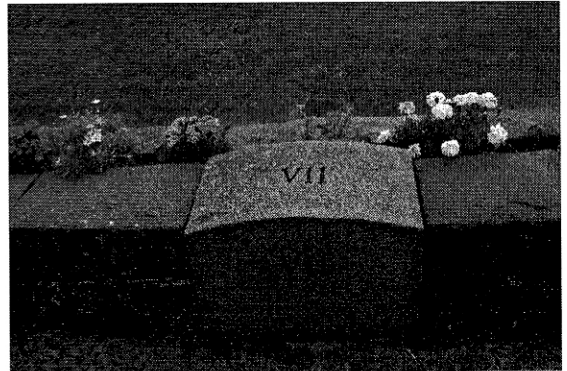


写真13 縁石には場所が特定できる番号が入っている

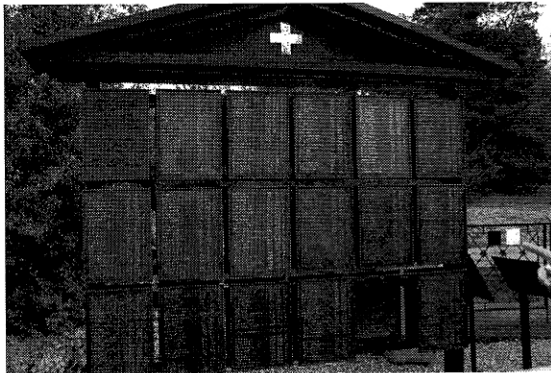


写真14 墓の付近には銘板がある



写真15 立ち入り禁止の奥は散骨エリア



写真16 散骨エリアの近くの木には、ぬいぐるみが置かれていた



写真17 ミンネソルンド・エリアにはモニュメントがある



写真18 モニュメントの近くには、故人への花と手紙が置かれていた

ルム市の「森の墓地」でも近年、散骨よりも埋葬式を選択する者が増加し、さらに埋葬場所が特定できるミネスルンドの変形「アクスグラープ」に人気があるという。

3) 匿名化の時期

人間は生まれてから死に至るまでの生涯にわたって他者との関係性の中に生きている。その意味で極めて社会的存在である。そして生物学的死を迎えた後も、しばらくは生者の心の中である一定の間生き続ける。また人間は亡くなるとゴミなどとは違った方法で処理されてきた。「葬る」という行為をするのは生物の中で人間だけである。墓には、遺体処理と死者と生者の魂の救済という二つの役割・意味があり、生者のいる「この世」に対して遺体から遊離した魂が行くところとして「あの世」が想定され、死者の魂と生者が交信する場が「墓」であった。それを宗教的にどう解釈するかは、それぞれであるが、社会的人間がとってきた多くの姿である。

木下も同様に指摘している。「生物学的な死を挟んで尚しばらくの時間、死者は具体的な接点を与えられながら生者たちの中で『生きている』。そして、世代的な時間を経た後に、つまり、関係があった人々もまた死を迎える頃に個人としてのアイデンティティを自然に失い共同的世界に移っていく」と言い、木下はこれを「生と死の境界人」と概念化している。

実はこれまでも匿名化はあった。たとえば日本で言えば「弔い上げ」がそれである。日本人の伝統

の中に、亡くなくても生者と関わっていく「死後の生」が想定されており、そのサイクルとは、死霊から祖霊化へのプロセスであった。いまでも日本人の多くは、死者に対して家族・親族が一周忌、三回忌、七回忌……といった年忌を続けている。このような年忌の段階を踏んで、やがて三十三回忌になったら「弔い上げ」という、個性をもった個人としての供養が打ち切れ、そこで故人は個としてのアイデンティティを持たない匿名性の世界に入る。

死者が亡くなって30年も経てば関係者は、故人と面識のない世代に入る。したがって日本仏教でいうところの弔い上げまでの期間は適当であったといえるだろう。ただし、いま三十三回忌まで行う遺族は次第に少なくなっていると聞く。それは伝統儀礼の形骸化と、高齢で亡くなる人が多いために子どもも高齢であることから、故人を知る人がいなくなる匿名化の時期は早まっているし、また家族を形成しない人も増えているので、各自で匿名化の時期を選べることも必要となってこよう。

ところがスウェーデンでは匿名化の時期を一気に墓に入る時にしようとした。しかし故人の埋葬場所がわかる形態や、銘板を設置する形式の共同墓の広がりであって、ミネスルンドの匿名性がゆらぎはじめています。

木下も「筆者の疑問はミネスルンドに例をとれば、なぜ今匿名性を導入しようとするのかという一点に絞られる」と言う（木下、1992：233）。「ミネスルンドの匿名性とは葬送のときに自分のこの世との接点を放棄して、シンボルと風景によって演出された共同空間に入っていくことである。その共同性はキリスト教渡来以前の素朴な自然への回帰であった」と分析し、「だが、デザイナーの女史は匿名性が剥きだしになることに対して恐れに近い気持ちを持っていたように筆者には感じられたし、それは、匿名性と自然への回帰が順接的關係にあるというよりは、素朴な自然をデザインすることによって前者を緩和しなくてはならないというように思われた」。「灰になった人間が地表面に向かって一挙に匿名的存在になり芝生の下では永遠に専有スペースを保持するとすれば、この匿名性は極論すれば偽装ではないだろうか」（木下、1992：234-235）。

さらにつけ加えるならば、ミネスルンドには散骨と焼骨を埋める2つの方法があるが、最初は散

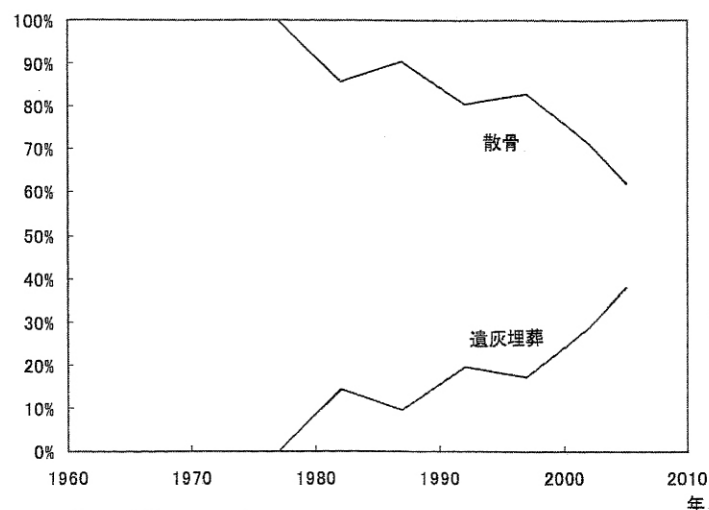


図3 出典 真角[2007：35]

Norra Begravningsplatsen におけるミネスルンドの2つの方法の全体に占める割合の推移
(ストックホルム市墓地管理局提供データをもとに作成)

骨が多く、近年次第に埋める方法が選択されていることが、ストックホルム市提供のデータでわかった(図3)。

また1989年～1990年に実施した少し古い調査であるが、ミネスルンドに関する意識調査(ベストテローズ墓地管理事務所実施)を見ると、「定められた場所以外に花やキャンドルを置く行為について、どう思うか」という質問に対して、「そのような行為をしたい人はミネスルンドを選ぶべきではない」が55%、「故人への供養であり、故人を偲ぶ心が妨害されるべきではない」「私は何か個人的な事をしたい。それがミネスルンドを訪れる大きな動機となっている」45%と、支持、不支持が拮抗していることがわかる(John A Baath 1992)。それから20年弱が経とうとしている現代では、半匿名性の共同墓が増え、死者との接点を持ちたいという人々の想いをかなえている。

おわりに—共同性・匿名性

これまでスウェーデンのミネスルンドの研究は、社会福祉からのアプローチで高齢者ケアの研究者によって積み上げられてきた。よってその特徴である共同性や匿名性は社会福祉国家を形成したスウェーデン特有の精神に通底するものとして取り上げられることが多かった。なかでも大岡は「共同性」「開放性」を、スウェーデンの伝統意識の表出として見て、日本の伝統的な「家」意識における「閉鎖性」との相違点をあげた。筆者はそれを踏まえた上でもう一つの視点を提示した。産業構造が転換し近代化を達成した後のポスト近代に出現した墓の特徴として、スウェーデンのミネスルンドと日本の桜葬墓地を比較し、1990年以降に日本に登場した継承者を必要としない共同墓に、スウェーデンのミネスルンドと類似した共同性・開放性があることに言及した。しかし、一方でスウェーデンの匿名性のゆらぎにも言及した。

人間は誕生から死に至るまで他者との関係性の中で生き、共同性とは人間の存在そのものの中に根元にもつものである。したがって家族・親族・地域共同体といった他者との境界がはっきりした大集団が消失し、さらに家族という小集団としての共同体が弱体化したとしても、その代替の形態として個人が選択的に結んだ網の目のような関係性が捉えられ、境界のはっきりしている共同体とは違った、「ゆるやかな共同性」の存在が確認できる。

[前近代社会] 家族・親族・地域共同体といった他者との境界がはっきりした大集団による共同体

↓ (近代化)

[近代社会] 家族という小集団としての共同体

↓ (再帰的近代化)

[ポスト近代社会] 家族も含むが、家族を超えた人々との「ゆるやかな共同性」

死後は「無に帰す」と考える人が存在することは確かであるが、全員が初めから匿名にするスウェーデンのミネスルンドの平等性は、全ての人に受け入れられるものではなかったようである。なし崩し的に半匿名性の形態が出てきていることで裏付けられる。もともと日本ほど火葬後の埋葬や墓参に重点がないという宗教的違いを考慮しても、選択の余地がないことはむしろ別の意味で平等性を欠くのではないだろうか。

死に逝く人の多くは「残された人に迷惑さえかけなければ」自分が生前に関係した人々の心の中で

生きていたいと願い、残された生者もまた死亡と同時に故人との関係性が消えるわけではない。死後に迷惑をかけたくないという思いと、死者と対話がしたいという生者の思いは対立関係にあるわけではなく、双方の想いは共同性から匿名性への時間をかけた移行で解決できるのではないかと考える。その期間を筆者は「祭祀の賞味期限」などと言っているが（井上 2003b：211-213）、それを過ぎれば匿名性の世界に入ることは心地よく、むしろそれを越えて残っていることの方が残酷と考える人も多いただろう。いつ匿名化したらいいのか。皆が一緒にの平等性ではなく多様性を尊重した平等性を考慮するならば、選べることが重要ではないだろうか。

さらなる留意点は自然との共生である。そもそも自然を生かせば生かすほど、人間を寄せ付けなくなる。樹木葬は「自然に帰る」墓であると同時に「少子・高齢社会」の墓であることも視野に入れなければならないだろう。人間の葬地である以上、自然と人間の「共生の接点」「ころあい」「ねんごろ性」を極めることが自然志向の墓地のもう一つの課題である。

以上、先行研究の知見を肯定的に踏まえた上で、さらにポスト近代社会の墓における共同性・匿名性という筆者の視角からの一考察を提示してみたが、まだまだ手探りの状態である。特に宗教的な観点からの考察も今後の課題に残している。

注

- 1) 樹木葬墓地を筆者は、里山の一部を墓地にした「農村型」と、都会の霊園の一部に樹木型の墓地をつくった「都市型」に分類し、さらに墓地の所有上の形態からいって、住宅でいえば戸建てを「個別型」とし、集合住宅と同じように個別スペースを有しながらそれが接続しているタイプを「集合型」、その他、個別区画がなく一つの区画に皆で入る「合葬型」に分けている。その上で、墓地の特徴からは「里山型」「奥山型」「庭園型」などといった特徴で類型化している（井上 2007、2008）。
- 2) 国立社会保障・人口問題研究所『人口の動向 日本と世界—人口統計資料2006』
- 3) 2006年9月4日、森の教会墓地にて筆者が聞き取り調査を実施した。
- 4) ドイツにも全くメモリーのない匿名墓地アノニウムがある。当初は匿名希望者や犯罪者等も埋葬する、どちらかというマイナスのイメージもある墓であったが、それが肯定的なポスト近代の墓に変わっていく。日本の80年代後半から出てきた継承者を必要としない仏教寺院の「永代供養墓」も、一見、伝統的な無縁墓・無縁塚・無縁塔と同系列に考える人がいるが、再帰的近代化のなかで出てきた形式であって、かつての無縁墓とは違うのである。「無縁墓」と「ポスト近代的墓」は、思想は大きく違うが、それらを見れば類似点も多い。
- 5) 2006年9月5日教会墓地の行政関係者に筆者が聞き取り調査を実施した。
- 6) 社団（現NPO）法人日本環境斎苑協会『火葬概論』より
- 7) 「樹木葬墓地申込者の意識調査」は、調査者：井上治代、調査協力者エンディングセンター、対象者：岩手県一関・祥雲寺（現・知勝院）「樹木葬墓地」申込者である。2002年1月22日現在、樹木葬墓地を申し込んだ240人を対象に実施した結果、183人（76.3%）の回答を得た。期間：2002年1月22日～2月6日、方法：郵送法。現代人が樹木葬に何を求めているのかを探り、樹木葬墓地の特質を分析した。具体的な内容は①購入時の墓地所有の実態、②申込者の幼少期の社会化過程における宗教的環境、③申込者の「他界観」「靈魂観」「慰霊意識」を探る、④樹木葬墓地の選択理由、⑤自然志向の葬法「散骨」との比較、⑥非継承墓としての樹木葬墓地の実態、⑦生前から自然と親しめるという付加価値についての価値観、⑧先祖観を含む家意識（系譜的連続性）の残存程度である。

文献

- Berglund, Inger, 1994, *Kyrkogårdens meditativa rum : besöket, upplevelsen, gestaltningen*, Stockholm : Verbum.
- Boholm, Åsa, 1983, *Swedish kinship : An exploration into Cultural Processes of Belonging and Continuity*, Göteborg : Acta Universitatis Gothoburgensis.
- 菱木昭八朗 1994 「スウェーデンの散骨」(『書斎の窓』掲載分)http://www.senshu-u.ac.jp/School/horitu/researchcluster/hishiki/hishiki_db/thj0090/ess18.htm
- 井上治代 1999 「イギリスの葬儀事情1—葬儀教育とNGO活動」『SOGI』通巻53号 表現社(現・表現文化社)p85-p89、
- 井上治代 1999 「イギリスの葬儀事情2—葬儀の変遷と『森林埋葬』」『SOGI』通巻54号 表現社(現・表現文化社) p43-p47
- 井上治代 2000 『墓をめぐる家族論』平凡社
- 井上治代 2003a 『墓と家族の変容』岩波書店
- 井上治代 2003b 「樹木葬の背景と意味」千坂げんぼう・井上治代編著『樹木葬を知る本』三省堂 p181-p214
- 井上治代 2007 「20世紀間末に登場した『樹木葬』を概観する」『SOGI』通巻102号 表現文化社 p67-p72
- 井上治代 2008 「『樹木葬』の広がり」と市民団体が生んだ『桜葬』墓地」『SOGI』通巻103号 表現文化社 p89-p96
- John A Baath 1992 『Kyrkogarden』No3, p8
- 金田久璋 2002 「樹木葬とニソの杜」国立歴史民俗博物館編『葬儀と墓の現在』吉川弘文館 p28-p62
- 木下康仁 1992 『福祉社会スウェーデンと老人ケア—真の豊かさへの遠近法—』勁草書房
- 国立社会保障・人口問題研究所 2006 『人口の動向 日本と世界—人口統計資料2006』
- 真角広樹 2007 『匿名共同墓地の空間的特性—ストックホルム市営墓地のミネスルンドを例として—』修士論文を再編成した冊子
- 森 謙二 1993 『墓と葬送の社会史』講談社
- 西下彰俊 2006 「スウェーデンの高齢者ケア—その光と影を追う」高齢者住宅財団編『高齢者住宅財団 財団ニュース』Vol.58 p56-p61
- 岡沢憲美 1995 「スウェーデンにみる生活者優先社会」『国民会議ニュース』8月号(社)行革国民会議 <http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku/toron/199508.htm>
- 岡沢憲美・宮本太郎 2004 『スウェーデン ハンドブック』第2版 早稲田大学出版部
- 大岡頼光 2002 「共同墓の比較研究にむかって—境界突破・人格崇拜・福祉国家という視点から」『中京大学社会学部紀要』16(1): p51-p86
- 大岡頼光 2004 『なぜ老人を介護するのか—スウェーデンと日本の家の死生観』勁草書房
- 鯖田豊之 1990 『火葬の文化』新潮社
- 善積京子 1998 善積京子編著『スウェーデンの葬送と高齢者福祉—変わる家族の絆』ビデオサブテキスト 有限会社M&Kメディア文化研究所

A Consideration of “Coexistence and Anonymity” in the Graves of Two Post-modern Societies – Sweden and Japan

INOUE Haruyo

This paper compares new burial sites in two post-modern societies: Sweden’s “Minnes Lund” and Japan’s “Sakurasō Bochi.” I will consider issues of coexistence and anonymity at these graves, which serve as the point of contact between the living and the dead. To this point, research on Sweden’s Minnes Lund has been built upon a social welfare approach to elderly care. This has meant that the particular characteristics of the grave site – coexistence and anonymity – have largely been taken as synonymous with Sweden’s particular ethos as a social welfare state. There is also existing research that has taken the “coexistence,” “anonymity,” and “openness” of Minnes Lund as an expression of Sweden’s traditional consciousness and contrasted it with the “closed nature” of Japan’s traditional household. While building on existing research, I will argue that since 1990 there has been an increase in the number of communal graves in Japan that do not require descendants and offer an openness and community similar to that of Minnes Lund. Furthermore, I will consider changes in the anonymity of the Swedish grave.

Keywords: post-modern society, communal graves, coexistence, anonymity, exteriorization of family functions, Minnes Lund, Sakurasō Bochi

ISSN 1881-0276

ライフデザイン学研究

Journal of Human Life Design

第 5 号

東 洋 大 学
ライフデザイン学部

ISSN 1881-0276

ライフデザイン学研究

Journal of Human Life Design

第 5 号

東 洋 大 学
ライフデザイン学部